【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成25年６月27日
【会社名】	イフジ産業株式会社
【英訳名】	Ifuji Sangyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　藤 井 徳 夫
【本店の所在の場所】	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原200番地の１
【電話番号】	092－938－4561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　原　　敬
【最寄りの連絡場所】	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原200番地の１
【電話番号】	092－938－4561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　原　　敬
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番２号)

1【提出理由】

当社は、平成25年６月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年６月26日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

１ 期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円

(うち、普通配当13円・創立40周年記念配当２円)

総額 83,342,295円

(2)効力発生日

平成25年６月27日

２ 剰余金の処分に関する事項

(1)増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　300,000,000円

(2)減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　300,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役６名（全員）が任期満了となるため、藤井徳夫、藤井宗徳、池田賢次郎、坂本勇、原敬、見島正文の６名を選任するものであります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役３名（全員）が任期満了となるため、髙宮哲郎、近藤隆志、酒井善浩の３名を選任するものであります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第２号議案が可決された場合、あらかじめ補欠監査役１名を選任するものであります。

第６号議案　取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

平成25年３月31日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを取締役会で決議いたしました。これに伴い、現在、在任中の取締役６名及び監査役１名に対し、それぞれの就任時から平成25年３月31日までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、贈呈の時期は取締役及び監査役を退任する時といたします。なお、具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	46,527	58	―	(注) １	可決　98.99
第２号議案 定款一部変更の件	46,511	74	―	(注) ２	可決　98.96
第３号議案 取締役６名選任の件				(注) ３	
藤井 徳夫	46,494	91	―		可決　98.92
藤井 宗徳	46,491	94	―		可決　98.91
池田 賢次郎	46,502	83	―		可決　98.94
坂本 勇	46,501	84	―		可決　98.94
原　敬	46,499	86	―		可決　98.93
見島 正文	46,500	85	―		可決　98.93
第４号議案 監査役３名選任の件				(注) ３	
髙宮 哲郎	46,459	126	―		可決　98.85
近藤 隆志	46,472	113	―		可決　98.87
酒井 善浩	46,465	120	―		可決　98.86
第５号議案 補欠監査役１名選任の件				(注) ３	
齋藤 光男	46,488	97	―		可決　98.91
第６号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	46,367	218	―	(注) １	可決　98.65

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。